

新 旧 条 文

対 照 表

名称 島田市建設工事等競争契約入札心得

新 条 文

旧 条 文

(掛金収納書)

第27条 落札者は、建設業退職金共済制度における掛金収納書を契約締結後1か月(電子申請方式による場合にあつては40日)以内に提出しなければならない。ただし、1件の請負代金額が100万円未満の工事に係る契約については、この限りでない。

(掛金収納書)

第27条 落札者は、契約の締結後1か月以内に建設業退職金共済組合の証紙を購入した上、金融機関の発行する掛金収納書を提出しなければならない。ただし、1件の請負代金額が100万円未満の工事に係る契約については、この限りでない。